

受験者心得準則

(海技試験共通)

- 1 受験票は、試験時間中、試験官に提示できるように持参して下さい。
- 2 電子機器類（4の卓上計算機を除く。）は電源を切り、かばん等に入れて下さい。また、試験場での撮影及び録音は禁止します。
- 3 試験場では、全て試験官の指示に従って下さい。試験官の指示に従わない場合や、試験中又は試験終了後に不正行為を認定した場合には、その試験を停止し、又はその合格を無効とし、一定期間受験を認めないなどの処分をすることがあります。

(筆記試験について)

- 4 試験中は、受験票、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、算法の添付のない製図器具、定規、メートル尺、卓上計算機（計算の方法等がプログラムできないものに限る。）及び指定された図書（試験官の検査を受けたものに限る。）以外の物を机の上に置くことはできません。ただし、試験官に認められたものは除きます。
- 5 答案用紙が配られたら直ちに試験の種別及び受験番号を明確に記入して下さい。
- 6 試験場では静粛にし、みだりに他の受験者と私語を交わしてはいけません。やむを得ない要件がある場合は、静かに手を挙げ、試験官に申し出て下さい。一時退出を要する場合には、試験に関する用紙類及び電子機器類を持ち出してはなりません。
- 7 試験開始後三十分間は試験場から退出することはできません。三十分経過後、解答を終了したとき及び試験時間が終了したときは、答案を机の上に伏せ速やかに退出して下さい。その際、試験問題は持ち帰ることができます。
- 8 試験のために貸与された図書は、退出する際に試験官に返却してください。なお、貸与された図書を汚損したときは、弁償していただく場合があります。